

台風や大雨等における臨時休校等の措置について

高知県立高知海洋高等学校

本校においては、台風や大雨等における臨時休校等の措置については、以下のようになりますので、ご理解をお願い申し上げます。

記

1 臨時休校とする判断基準（当日午前6時現在で、ホームページで確認すること）

- (1) 土佐市か高知市に警報が2つ以上発令された場合。
- (2) 「特別警報」が1つでも発令された場合。
- (3) とさ電交通バス「高知営業所―宇佐線」が運休の場合。
- (4) その他、校長が安全上、臨時休校が必要と判断した場合。

2 休日や長期休業中の補習や部活動等の活動中止を判断する基準

- (1) 当日午前6時現在で「1 臨時休校とする判断基準」と同様とする。
- (2) 外部機関が実施する試験や講習等は、主催者の判断によるが、参加することが安全上危惧される場合は、校長が参加を中止とする場合がある。

3 臨時休校とする場合の情報の掲載（当日午前6時以降）

- (1) 学校を休校とする場合は「高知海洋高等学校」及び「高知県教育委員会高等学校課」のホームページに掲載する。
- (2) テレビやラジオでも情報を確認すること。

4 その他

臨時休校にならない場合でも、居住地域や通学地域に、「特別警報」や「警報」等が発令されている場合は、自宅で待機すること。この場合は、必ず学校にその旨を連絡すること。

（学校への連絡は午前7時30分以降 088-856-0202）